

令和6年度

第413回沖繩市農業委員会総会議事録

沖繩市農業委員会事務局

議長	<p>ただいまから令和6年度第413回総会を開催いたします。</p> <p>沖縄市農業委員会総会規則第8条、総会は過半数の出席で成立します。本日の出席委員は14名中10名で、定足数に達しておりますので総会は成立しております。本総会に欠席の連絡がありますので報告します。4番岸部忍委員、8番松堂直子委員、10番仲泊元輝委員、12番長谷川亜紀委員、4名の欠席がございます。</p> <p>沖縄市農業委員会総会規則第15条第2項に規定する議事録署名人ですが、6番仲宗根光夫委員、11番島袋貴委員にお願いします。</p> <p>事前現地調査委員は、1番島袋孝栄委員、2番仲村学委員、12番長谷川亜紀委員、報告者は2番仲村学委員にお願いします。</p> <p>議案第1号、受付番号16番から18番、農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の1ページをお開きください。</p> <p>(議案第1号を読み上げて説明。)</p> <p>ご審査のほど、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>現地調査を、1番島袋孝栄委員、2番仲村学委員、12番長谷川亜紀委員の3名で行っておりますので、調査報告を2番仲村学委員、お願いします。</p>
2番	<p>3月24日月曜日、午後1時から午後3時まで、1番島袋孝栄委員、12番長谷川亜紀委員と私、仲村学、また事務局からは盛島局長と仲村係長の5名で現地調査を行ってまいりました。補足につきましては、島袋孝栄委員、よろしくお願いします。それでは座って説明したいと思います。ご報告いたします。</p> <p>議案第1号、受付番号16番、見取図の1ページになります。申請地の嘉間良2丁目●●番●は、越来公民館の西に位置し、現況は更地でした。3条調査書の報告をします。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用につきましては、新規就農者になります。農地法第3条第2項第4号の農作業常時従事の状況についても、農業従事者2名で、年農業従事日数200日であり、年150日以上条件を満たしていると判断しました。農地法第3条第2項第7号の地域調和ですが、申請地にはじゃがいもなどの栽培予定であり、周辺農地との調和も取れていると判断しました。</p> <p>受付番号17番、見取図の2ページになります。申請地の字倉敷蔵根原●●番●は、内喜納土地改良区内にあり、東南植物楽園の北に位置し、現況は6棟のビニールハウスが建っていました。3条調査書の報告をします。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用につきましては、全部耕作を確認しております。農地法第3条第2項第4号の農作業常時従事の状況についても、農業従事者2名で、年農業従事日数300日であり、年150日以上条件を満たしていると判断しました。農地法第3条第2項第7号の地域調和ですが、申請地にはキュウリの栽培予定であり、周辺農地との調和も取れていると判断しました。</p> <p>受付番号18番、見取図の3ページになります。申請地の池原2丁目●●番</p>

	<p>は、池原土地改良区内にあり、沖縄職業能力開発大学校の東に位置し、現況はトウモロコシの植えられた畑でした。3条調査書の報告をします。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用につきましては、新規就農者になります。農地法第3条第2項第4号の農作業常時従事の状況についても、農業従事者2名で、年農業従事日数200日であり、年150日以上条件を満たしていると判断しました。農地法第3条第2項第7号の地域調和ですが、申請地には主ににんじん、オクラ、じゃがいもなどの栽培を予定しており、周辺農地との調和も取れていると判断しました。以上です。</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第1号、受付番号16番から18番について、委員の意見を求めます。6番仲宗根委員。</p>
6番	<p>受付番号18番の借受人は、経営面積が28.8アールと記載されていますが、どこかに農地がありますか。新規就農の記載もあるが。</p>
事務局	<p>経営面積は世帯でこれは見えています。借受人の妻の父親はもともと農業を営んでいたみたいですが、現在高齢のため同世帯の息子が畑を管理していますが、場所までは把握していません。</p>
6番	<p>以上です。</p>
議長	<p>ほかに何かご意見ございますか。</p> <p>(進行の声)</p>
議長	<p>では、進めてまいります。議案第1号、受付番号16番から18番、農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なし声がございます。</p> <p>議案第1号、受付番号16番から18番、農地法第3条の規定による許可申請について、許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全委員挙手)</p>
議長	<p>全委員が賛成でありますので、許可といたします。進行いたします。</p> <p>議案第2号、受付番号98番、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは議案書の2ページをお開きください。</p>

	<p>(議案第2号を読み上げて説明。)</p> <p>以上、ご審査のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは議案第2号についても現地調査されておりますので、2番仲村学委員、現況報告と農地の区分をお願いします。</p>
2番	<p>ご報告いたします。議案第2号、受付番号98番、見取図の4ページになります。申請地は白川街区公園の北に位置し、現況は更地でした。農地区分は都市計画法第8条第1項に規定する用途の定められた準工業地域にあり、第3種農地としました。以上です。</p>
事務局	<p>会長、休憩をお願いします。</p>
議長	<p>休憩します。</p> <p>(一 休 憩 一)</p>
議長	<p>再開します。</p> <p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p> <p>それでは議案第2号、受付番号98番について、委員の意見を求めます。</p> <p>私のほうから1つよろしいですか。この建築面積が70坪で、かなり面積の大きい貸家ですが、外人向けということですか。</p>
事務局	<p>はい、その通りです。貸付人から法人である借受人が土地を借りて、外人向けに貸住宅を建築予定となります。</p>
議長	<p>ほかに何か確認はございますか。</p>
6番	<p>どこから進入しますか。</p>
事務局	<p>お答えします。接道部分についてですが、市道から進入すると外人住宅の密集地があり、その道路を利用します。借受人がそこも管理しており、最終的には同じく管理していくこととなります。</p>
6番	<p>ありがとうございます。</p>
事務局	<p>ちなみに補足しますと、申請地の東側も更地にされていて、多分外人住宅を計画していると思います。</p>
議長	<p>何かご意見ほかにございますか。なければ進行してよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>

議長	<p>それでは議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号98番について、許可相当とすることに異議ありませんか。</p>
	<p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なし声がございます。 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、受付番号98番について許可相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p>
	<p>(全委員挙手)</p>
議長	<p>全委員が賛成でありますので、議案第2号、受付番号98番については許可相当といたします。進行いたします。 休憩します。</p>
	<p>(一 休 憩 一)</p>
議長	<p>再開します。 議案第3号、受付番号1番、農用地利用集積等促進計画案に関する意見について(一括契約)、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の3ページをお開きください。 (議案第3号を読み上げて説明。) ご審議のほど、よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>それでは議案第3号についても現地調査されておりますので、2番仲村学委員、現況報告をお願いします。</p>
2番	<p>ご報告いたします。議案第3号、受付番号1番、見取図の5ページになります。申請地の池原1丁目●●番は池原公民館の東に位置し、現況は更地でした。農現地調査の結果、農地中間管理事業の推進に関する法律等に基づき、農地は適正に利用されていると判断しました。以上です。</p>
議長	<p>また事務局のほうから説明があるようでございますので、ちょっと休憩いたします。</p>
	<p>(一 休 憩 一)</p>
議長	<p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。</p>

	<p>それでは議案第3号、受付番号1番について、委員の意見を求めます。</p> <p>ちょっと私のほうから補足します。この借受人現在●●歳で、大学卒業に、農大に1か年間勉強し、現地研修ということで南城市のバジル農家のほうに2か年間の研修を経て、今度の3月で終了して4月から新規就農になるという、大変やる気のある農家でありました。私のところに話があったときに、何とか世話しないとけないなということで、島袋孝栄委員が花を作っていた圃場ではありますが、その圃場を再度あっせんして新規就農ということでお手伝いをしてしているところ。この圃場は3か年間弱置いていたものですから、かなり雑草が生えておりまして、そこをユンボで開けたわけですが、そのユンボについては内間推進委員の手を借りてユンボの操作指導ということで、特に一番難しいところを内間委員のほうで開けてもらって、その後また本人が開けて今は立派な農地として開墾をしてあるということでございます。</p> <p>休憩します。</p> <p>(一 休 憩 一)</p>
議長	<p>再開します。</p> <p>ただいま事務局の説明と現地調査報告がございました。議案第3号 農用地利用集積等促進計画案に対する意見について、受付番号1番を決定とすることに異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしの声がございました。議案第3号 農用地利用集積等促進計画案に関する意見について(一括契約)、受付番号1番を決定とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全委員挙手)</p>
議長	<p>承認することに全委員が賛成でありますので、議案第3号、受付番号1番を農地中間管理事業の推進に関する法律等に該当することと決定いたします。進行いたします。</p> <p>続いて議案第4号、受付番号6番から11番、農地法第3条第1項に基づく買受適格証明願出について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の4ページをお開きください。</p> <p>(議案第4号を読み上げて説明。)</p>
議長	<p>それでは議案第4号についても現地調査されておりますので、2番仲村学委員、現況報告と農地の区分をお願いします。</p>
2番	<p>ご報告いたします。議案第4号、受付番号6番、見取図の6ページになりま</p>

す。申請地の古謝3丁目629番1は古謝公民館の北東に位置し、現況は休耕中でした。3条調査書の報告をします。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用につきましては、新規就農者になります。農地法第3条第2項第4号の農作業常時従事の状況についても、農業従事者1名で、年農業従事日数150日であり、年150日以上条件を満たしていると判断しました。農地法第3条第2項第7号の地域調和ですが、申請地には、サツマイモの栽培予定であり、周辺農地との調和も取れていると判断しました。

受付番号7番、見取図の7ページになります。申請地の古謝3丁目629番1は古謝公民館の北東に位置し、現況は休耕中でした。3条調査書の報告をします。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用につきましては、全部耕作を確認しております。農地法第3条第2項第4号の農作業常時従事の状況についても、農業従事者2名で、年農業従事日数200日であり、年150日以上条件を満たしていると判断しました。農地法第3条第2項第7号の地域調和ですが、申請地には、さとうきびの栽培予定であり、周辺農地との調和も取れていると判断しました。

受付番号8番、見取図の8ページになります。申請地の古謝3丁目629番1は古謝公民館の北東に位置し、現況は休耕中でした。3条調査書の報告をします。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用につきましては、耕作を確認しております。農地法第3条第2項第4号の農作業常時従事の状況についても、農業従事者1名で、年農業従事日数200日であり、年150日以上条件を満たしていると判断しました。農地法第3条第2項第7号の地域調和ですが、申請地には、バナナの栽培予定であり、周辺農地との調和も取れていると判断しました。

受付番号9番、見取図の9ページになります。申請地の古謝3丁目629番1は古謝公民館の北東に位置し、現況は休耕中でした。3条調査書の報告をします。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用につきましては、新規就農者になります。農地法第3条第2項第4号の農作業常時従事の状況についても、農業従事者1名で、年農業従事日数150日であり、年150日以上条件を満たしていると判断しました。農地法第3条第2項第7号の地域調和ですが、申請地には、ブロッコリーの栽培予定であり、周辺農地との調和も取れていると判断しました。

受付番号10番、見取図の10ページになります。申請地の古謝3丁目629番1は古謝公民館の北東に位置し、現況は休耕中でした。3条調査書の報告をします。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用につきましては、新規就農者になります。農地法第3条第2項第4号の農作業常時従事の状況についても、農業従事者1名で、年農業従事日数200日であり、年150日以上条件を満たしていると判断しました。農地法第3条第2項第7号の地域調和ですが、申請地には、さつまいもの栽培予定であり、周辺農地との調和も取れていると判断しました。

受付番号11番、見取図の11ページになります。申請地の古謝3丁目963番1は泡瀬第二公民館の西に位置し、現況は雑草地でした。3条調査書の報告をします。農地法第3条第2項第1号の全部効率利用につきましては、新規

	<p>就農者になります。農地法第3条第2項第4号の農作業常時従事の状況についても、農業従事者1名で、年農業従事日数200日であり、年150日以上条件を満たしていると判断しました。農地法第3条第2項第7号の地域調和ですが、申請地には、さつまいもの栽培予定であり、周辺農地との調和も取れていると判断しました。以上です。</p>
議長	<p>ただいま説明がございました。  それでは今の件について、委員の意見を求めます。  先月もこの土地について申請があったと思います。どうぞ9番。</p>
9番	<p>この申請地について、前回の第412回の総会でも何件かありましたけれども、これまでの買受適格申請の合計件数は。</p>
事務局	<p>3条買受適格証明願いが11件、5条の買受適格証明願いが2件です。</p>
9番	<p>競売の日程は。</p>
事務局	<p>入札期間ですが、令和7年4月8日から令和7年4月15日です。</p>
9番	<p>来月まで申請が来る可能性はありますか。</p>
議長	<p>農業委員会及び県の許可が必要なため、日程的に厳しいと思います。</p>
事務局	<p>開札期日が4月22日になっています。それに間に合わせる形での買受適格願出ということで申請する流れです。</p>
9番	<p>受付番号11番について、●●氏、この方年齢は何歳になりますか。</p>
事務局	<p>●●歳です。</p>
議長	<p>休憩します。  (一 休 憩 一)</p>
議長	<p>再開します。  ほかにどなたかご意見ございますか。なければ進めてよろしいですか。  (はいの声)</p>
議長	<p>それでは議案第4号、受付番号6番から11番について、買受適格者として証明相当とすることに異議ありませんか。</p>

議長	<p>(異議なしの声)</p> <p>異議なし声がございます。 買受適格者であることを証明相当とすることに賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全委員挙手)</p>
議長	<p>全委員が賛成でありますので、証明相当といたします。議案第4号、農地法第3条の規定による買受適格証明願いによる、受付番号6番から11番について、買受適格証明の交付を受けた後に最高価買受申出人となり、かつ農地法第3条の許可申請書が提出されたとき、証明交付時と変更がない場合は許可相当といたします。進行いたします。</p> <p>続きまして議案第5号 令和7年度最適化活動の目標の設定等について、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは説明いたします。 (議案第5号を読み上げて説明。) 以上です。</p>
議長	<p>休憩します。</p> <p>(一 休 憩 一)</p>
議長	<p>再開します。 ほかに何かございますか。</p> <p>(進行の声)</p>
議長	<p>特にご意見はないようでございますので進めてまいります。議案第5号 令和7年度最適化活動の目標の設定等(案)の(案)を削除して、沖縄農業委員会のホームページへの掲載に賛成の委員は挙手をお願いします。</p> <p>(全委員挙手)</p>
議長	<p>全委員が賛成でありますので、沖縄市農業委員会のホームページに掲載いたします。</p> <p>続きまして議案第6号 職員の任免について、市長部局人事課から3月19日付で人事異動の内示が出ておりますので、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の9ページをお開きください。 (議案第6号を読み上げて説明。)</p>

議長	<p>それでは、職員の任免について委員の意見を求めます。人事ですから、よろしいでしょうか。</p> <p>それでは議案第6号 職員の任免について、承認してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしの声がございます。異議ありませんので承認といたします。</p> <p>議案は第1号から第6号までの議案でございました。大変お疲れさまでございました。</p> <p>これをもちまして、令和6年度第413回総会を閉会いたします。</p>

上記会議の顛末に相違ないことを証明する為、署名押印する。

令和7年 3月27日

会 長 宮城徳重 

議 長 宮城徳重 

4番 仲宗根光夫  

11番 島袋貴 